

亀山市公告第5号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

令和4年1月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

(1) 亀山市栄町字茶屋裏260番2 135.53㎡

(2) 亀山市栄町字萩野1504番1地先 57.59㎡